様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）さんこうごうせいじゅしかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 三行合成樹脂株式会社  （ふりがな）みやじま　たくと  （法人の場合）代表者の氏名 宮島　拓人  住所　〒954-0104  新潟県 見附市 坂井町１丁目６番５号  法人番号　9110001024953  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://sanko-pla.jp/cms/wp-content/uploads/DX%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%9B%B8.pdf  　記載箇所：２．DX推進の背景と目的、３．企業理念、DXビジョン、４．ビジネスモデルの方向性  ページ：4、5、6 | | 記載内容抜粋 | ①　２．DX推進の背景と目的  リスク  ・生産設備やシステムへの先行投資が陳腐化し、費用対効果を損なう懸念。  ・中小製造業の倒産・閉業が相次ぐ中、下請け的体質からの脱却が進まない場合、価格競争での優位性を失う可能性。  ・労働力不足や技能伝承に対するDXの遅れによる 業務継続性の低下。    機会  ・デジタル技術の活用により、リアルタイムでの生産管理 や不良率の低減、納期の柔軟対応が可能となり、顧客満足度と信頼性の向上が期待される。  ・トレーサビリティ機能の強化、BCP対応の明確化等 により、上場企業に準ずる品質・信頼性を提供できるパートナーとしての地位向上。  ・製品企画や金型製造、後工程（組立・塗装・印刷）まで 含めた一貫対応体制を強みに、OEMからODM的な展開 への移行による事業機会の拡大。      ３．企業理念、DXビジョン  経営理念  プラスチックの可能性を追求し、モノづくり企業のパートナーとして、社会へ貢献する    経営ビジョン  ８０年培った技術と信頼に基づき、革新的技術に挑戦し続け、業界トップランナーを目指す    DXビジョン  “スマートファクトリー”へ変革する    ４．ビジネスモデルの方向性  経営ビジョン「８０年培った技術と信頼に基づき、革新的技術に挑戦し続け、業界トップランナーを目指す」のもと、業務改善にとどまらず、ものづくりの在り方そのものを変革する全社的なDXに取り組んでいます。    ①信頼性・品質・安定供給力・製品実現力に優れた 製造受託専門メーカーとしての地位確立    ②川上から川下まで一貫対応可能な 高付加価値型メーカーへの転換 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月に実施した取締役会にて本戦略書の内容について承認済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://sanko-pla.jp/cms/wp-content/uploads/DX%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%9B%B8.pdf  　記載箇所：５．DX戦略（３つの柱）、６．具体的な取り組み  ページ：7、8 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略（３つの柱）  ①現場の見える化2.0：IoT・センシング技術による現場データのリアルタイム可視化  異常発生をリアルタイムに工場稼働ボードへ表示  発生不良の層別とワースト順位を即座に注意喚起  ②全社システムの統合：Web型システム活用による業務の標準化と一元管理  社内７システムを単一Web型システムに統合  ロットトレーサビリティの実現  ③デジタル人材の育成：人材強化とデジタルによる技能伝承  熟練技術者の暗黙知をデジタル移行により形式知へ  間接部門の属人化業務も排除・低減 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年8月に実施した取締役会にて本戦略書の内容について承認済 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社  　記載箇所：７．DX推進体制、８．DX人材の育成・確保  ページ：9、10 | | 記載内容抜粋 | ①　７．DX推進体制  DX推進委員会  最高責任者　社長  推進責任者　専務  対外・実務統括　管理部IT担当  現場推進リーダー　製造部事務担当  間接推進リーダー　管理部生産担当    ＜補足説明＞  DX推進委員会は、部門横断・社長直下の組織としスピーディな変革推進を実行する。    ８．DX人材の育成・確保  ①現場DX人材の 育成  IoT・データ活用・Web型システム運用等に関する社内研修を定期実施。 OJTとeラーニングにより現場リーダー人材のスキル底上げ。    ②DX推進人材の 採用・配置  システム開発・分析スキルを有する中途人材の採用を継続実施。 情報系・理工系学生の新卒採用を強化。    ③デジタル教育の 基盤整備  熟練者技術を可視化し、若手人材の教育プログラムとして体系化｡ 成長度合いを定量的に把握し、継続的なスキルアップを支援。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社  　記載箇所：９．ITシステム環境の整備  ページ：11 | | 記載内容抜粋 | ①　９．ITシステム環境の整備  DX取り組みの根幹となるシステム環境整備として下記3項目について実施済みである。  ① Web型ERP・MESの導入による全社データ連携の基盤構築  ② IoTデバイスと連携した設備データの収集・蓄積環境の整備  ③ レガシーシステムの段階的刷新とサイバーセキュリティ対策の強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://sanko-pla.jp/cms/wp-content/uploads/DX%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%9B%B8.pdf  　記載箇所：10．DX戦略の達成指標  ページ：12 | | 記載内容抜粋 | ①　10．DX戦略の達成指標    ①本戦略による企業価値の創造  ・不良発生率の低減：対前年比20%削減  ・月次出荷遅延件数：対前年比50％削減    ②DX戦略による効果  ・主要生産設備へのIoT設備導入割合：2025年度末95%  ・工場稼働ボードのコンテンツ進捗度：2025年度末100%  ・現場異常発生呼び出しへの反応時間：対前年比50%短縮  ・並行運用旧システムからの完全切替：2025年度1件以上    ③本計画の進捗度  ・DX推進委員会の実施回数：1回以上/月  ・製造/間接部門への月次フィードバック状況：各1件以上/月  ・外部パートナーとの共同プロジェクト件数 ：2025年度1件以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月30日 | | 発信方法 | ①　【DX戦略書】三行合成樹脂株式会社  　会社ホームページ  　https://sanko-pla.jp/cms/wp-content/uploads/DX%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%9B%B8.pdf  　ページ：3 | | 発信内容 | ①　当社はプラスチックの製造技術が日本に広がりをみせはじめた戦後の折その当初から樹脂製品専門メーカーとして成長を続けて参りました。  「技術の三行合成」を標榜し、顧客のお困りごとを独自の技術ノウハウを元に解決し続けて今日に至ります。  近年では工場のDX推進に注力することでトレーサビリティ能力を強化し、高い製品品質に加えて納得できる安心感を武器に各業界のトップランナー 企業と協業をさせていただいております。  高い技術力と工場DXの両輪を磨き続け、進化し続ける中小企業となり地域社会や樹脂成形業界の成長にも貢献できるよう努めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。